

告 示

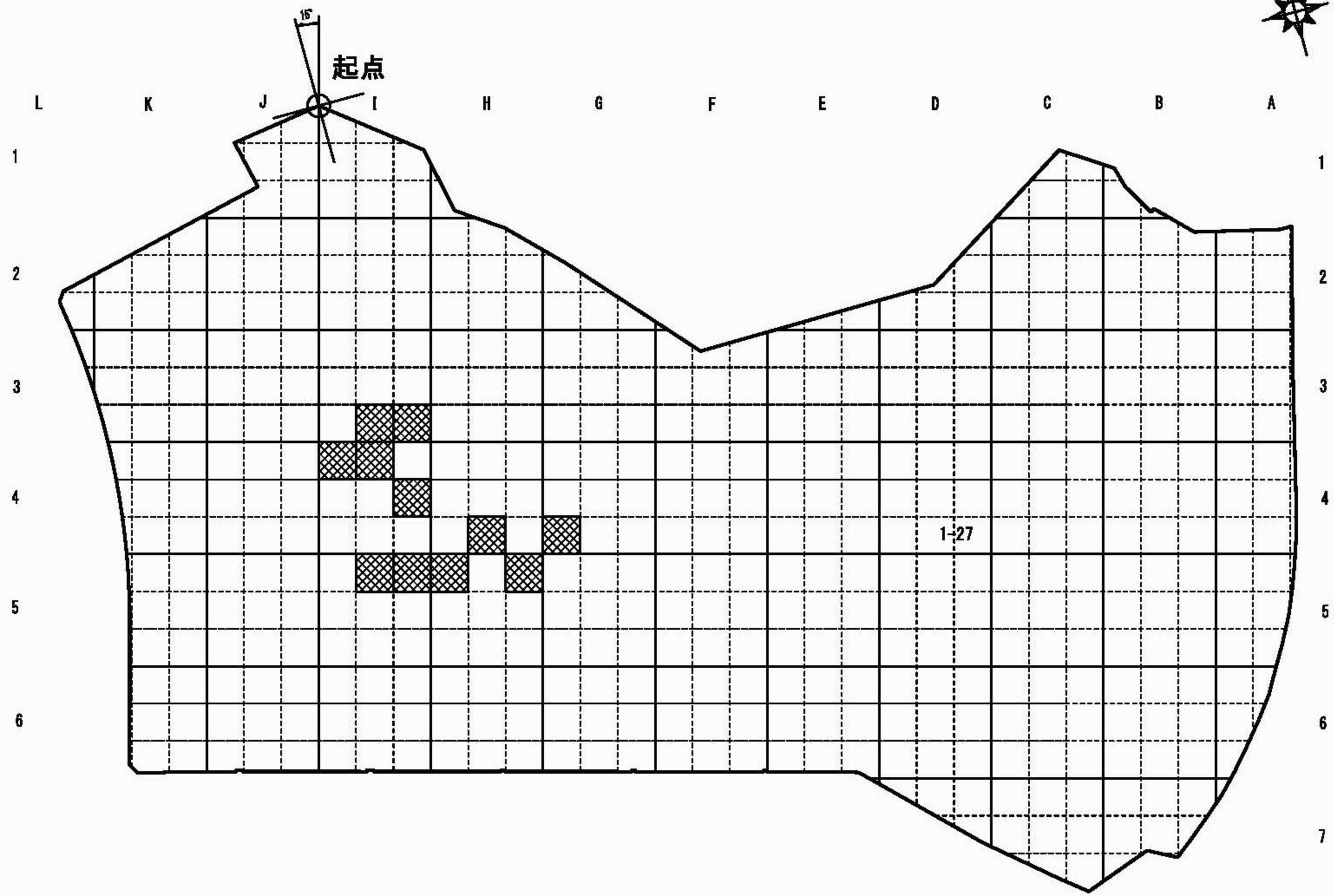
埼玉県告示第千五百七十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十五年十一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
- 別図のとおり（埼玉県飯能市美杉台一丁目二十七番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物



敷地全体図

起 点

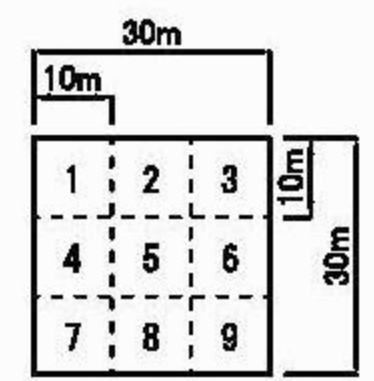
起点は、埼玉県飯能市美杉台一丁目27番の敷地境界の最北端とする。

格子の回転角15°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

凡 例

- : 30m格子
- - - - : 10m区画
- : 形質変更時要届出区域



10m単位区画小番号